

## 「戦後強制抑留者問題特別措置法案」について・よくある質問Q&A

質問① この法案が国会で可決されて、成立すると、いつから特別給付金がもらえますか？

答え 法案が衆議院・参議院の議決を経て成立した日＝6月16日から公布・施行されたので、請求権は6月16日から発生します。6月16日以降対象者が亡くなられた場合、遺族が請求できます。(残念ですが、6月15日以前に亡くなられた方は対象外です。)ただし、実際に申込書が配布されて、手続きができるのは、2～3ヶ月後になるとみられています。

質問② 対象は元軍人・軍属だけでしょうか？ 民間で抑留された者は？

答え 民間人でもソ連・モンゴルに抑留されたことが証明できる方は、対象になり、特別給付金が申請できます。

質問③ 外国籍の元抑留者は？

答え 今回の措置の対象は、日本国籍所有者で生存者(6/16現在)のみです。戦後、日本に帰化された方はもらえます。今回対象外の韓国・朝鮮・中国・台湾籍の元抑留者への措置については、今後の検討が必要ですが、私たちは早期の特別立法を別途に求めています。

質問④ シベリアには行っていないのですが、ソ連軍によって中国東北部(旧「満洲」)に抑留され、強制労働させられた者は？

答え 今回の措置の対象は、ソ連・モンゴルに連行された方だけです。中国東北部や北朝鮮でソ連軍によって抑留・強制労働させられた方々については、その実態を究明し、検討することになります。

質問⑤ 遺族には何もないのでしょくか？

答え 今回の措置の対象は、生存者のみです。遺族にどのような措置がとれるかも、今後の検討課題です。

質問⑥ 申請の窓口はどこになりますか？

答え 申請先は(独)平和祈念事業特別基金です。相談の受付先も(独)平和祈念事業特別基金です。(☎03-5860-2745・0120-234-933)

質問⑦ 支給額はいくらですか？

答え 抑留期間に応じて以下のとおりです。

帰還の時期	特別給付金の額
昭和23年12月31日まで	250,000円
昭和24年1月1日から昭和25年12月31日まで	350,000円
昭和26年1月1日から昭和27年12月31日まで	700,000円
昭和28年1月1日から昭和29年12月31日まで	1,100,000円
昭和30年1月1日以降	1,500,000円

(作成＝シベリア立法推進会議 2010.6.18.)